



# 令和7年度≪12月試験≫市原市職員採用試験

## 一般行政職Ⅲ及び資格免許職Ⅲ 受験案内

### 【公務員経験者】

≪申込受付期間≫インターネット受付のみ

10月30日(木)午後5時00分～11月25日(火)午後5時00分【受信有効】

※やむを得ない事情でインターネットを利用できない場合は、11月14日(金)までに人事課にお問い合わせください。

#### 1 試験職種、採用予定人数、主な職務内容等

	試験職種	採用予定人数	主な職務内容
一般行政職Ⅲ	上級土木職	数人	市長部局等に勤務し、土木関係の専門的業務に従事します。
	上級建築職	数人	市長部局等に勤務し、建築関係の専門的業務に従事します。
	上級電気職	数人	市長部局等に勤務し、電気関係の専門的業務に従事します。
	上級機械職	数人	市長部局等に勤務し、機械関係の専門的業務に従事します。
	上級農業職	数人	市長部局等に勤務し、農業関係の専門的業務に従事します。
資格免許職Ⅲ	心理士職	数人	発達支援センター等に勤務し、心理士として専門的業務に従事します。

※受験の申し込みは、「令和7年度≪12月試験≫市原市職員採用試験」及び「令和7年度≪12月試験≫市原市職員採用選考考査」の中からいずれか1つに限ります。

※過去に「市原市職員採用試験」及び「市原市職員採用選考考査」を受験している者も、本試験の受験を申し込むことができます。

※採用予定人数の記載は、「令和7年度≪12月試験≫市原市職員採用試験」の合計です。

#### 2 受験資格

次の(1)及び(2)の要件をすべて満たす者

(1) 次のいずれにも該当しない者

- ① 日本の国籍を有しない者
- ② 地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当する者
  - ア 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
  - イ 市原市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
  - ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- ③ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）

(2) 年齢要件及び学歴要件等に該当する者

上級土木職	〔年齢要件〕昭和56年4月2日から平成7年4月1日までに生まれた者 〔学歴要件等〕次のいずれかに該当する者 ①学校教育法に基づく大学（短期大学を除く）を卒業した者 ②独立行政法人大学改革支援・学位授与機構から学士の学位を授与された者 〔在籍年数要件〕次の要件を満たす者 国または地方公共団体の常勤職員（任期付職員等を除く）として、当該職務に係する在籍年数を直近7年中5年以上（令和7年11月1日現在）有する者 ※下記「在籍年数要件に関する留意事項」を確認してください。
上級建築職	
上級電気職	
上級機械職	
上級農業職	

	<p>≪当該職務に係る在籍年数≫</p> <p>上級土木職：土木工事の計画・設計、施工管理等</p> <p>上級建築職：建築工事の計画・設計、施工管理等</p> <p>上級電気職：電気設備工事の計画・設計、施工管理等</p> <p>上級機械職：機械設備工事の計画・設計、施工管理等</p> <p>上級農業職：農業に関する施策の企画立案、試験研究、生産技術・経営の支援等</p>
心理士職	<p>〔年齢要件〕昭和61年4月2日から平成7年4月1日までに生まれた者</p> <p>〔学歴要件等〕</p> <p>心理士職：次のいずれかの資格を有する者</p> <p>① 公認心理師</p> <p>② 臨床心理士</p> <p>③ 臨床発達心理士</p> <p>〔職務経験〕</p> <p>国または地方公共団体の常勤職員(任期付職員等を除く)として、<u>当該職務に係る在籍年数を直近7年中5年以上(令和7年1月1日現在)有する者</u></p> <p>※下記「在籍年数に関する留意事項」を確認してください。</p>

≪在籍年数要件に関する留意事項(全職種)≫

- (1) 職務経験が複数の場合は、通算することができますが、同一期間内に複数の職務に従事した場合は、いずれか一方のみの職歴に限ります。
- (2) 申込日現在で市原市職員(任期の定めのない職員に限る)である者は、受験できません。  
 ※最終合格者には、上記の要件を満たすことを証明する書類を提出していただき、受験に必要な要件を欠いていることが明らかとなった場合には採用されません。  
 また、事実と異なる記載があった場合には、合格を取り消すことがあります。

### 3 受験手続

#### (1) 申込方法

ア 事前準備(申込みには以下のものが必要となります。)

○パソコン又はスマートフォン

※推奨環境について(推奨環境ではない場合、電子申請ができないことがあります。)

Google Chrome 最新版 ・JavaScript が使用できる設定であること。

・PDF を閲覧できる環境であること。(一部機能)

○本人のメールアドレス

※「city.ichihara.lg.jp」「.bsmrt.biz」のドメインから送付される電子メールが受信できるように設定

○PDFファイルを読むためのソフト

○受験票を印刷するためのプリンタ(コンビニエンスストアのプリントサービス等利用可)

○顔写真のデータ(縦横の比率が4:3のもの)

※申込前6カ月以内に脱帽・上半身正面向きを撮ったもので本人と確認できるもの

イ 申込手順

- ① 市ウェブサイトに掲載されている「職務経歴書」(様式①)に必要な事項を記入し、[kenshujo@city.ichihara.lg.jp](mailto:kenshujo@city.ichihara.lg.jp)へメールで様式を送信する。送信の際は受験職種及び氏名を件名に付し、その後、職務経歴書(提出)と続けること。

(例) 件名「【上級土木職 市原 太郎】職務経歴書(提出)」

- ② 市原市採用Webページの「職員採用試験」にある「令和7年度≪12月試験≫職員採用試験受験案内」にある「電子申請による申込」から申込専用サイトへ接続し、メールアドレス等を事前登録

③ 事前登録完了メールを受信後、メールに記載されたURLにアクセスし、マイページ内で受験者情報等を本登録

④ 本登録完了メールを受信し、申込完了

(2) 注意事項

必ず別紙「電子申請利用案内」を一読し、確認しながら申込みをしてください。

申込期間内に職務経歴書又は電子申請のいずれかの提出がない場合は、申し込みを受け付けられませんので、必ず双方を提出するようにしてください。

(3) 受験票

申込受付期間終了後、令和7年12月1日までに受験票交付のお知らせに関するメールを送信しますので、確認後、マイページにログインし、受験票を印刷してください。

#### 4 第1次試験の日程・内容等

職種	内容	日程	場所
上級土木職 上級建築職 上級電気職 上級機械職 上級農業職	〔個人面接〕 職務に必要な専門性に関する個人面接	12月下旬	市原市役所
	〔個人面接〕 人物等に関する個人面接		
心理士職	〔個人面接〕 人物等に関する個人面接	12月下旬	市原市役所

※申し込み後、第1次試験前に、すべての職種において個人面接の参考とする適性検査をウェブで実施します。

#### 5 第1次試験の合格発表

試験職種	時期	方法
全職種	1月上旬	合否にかかわらず、受験者全員に通知します。

#### 6 試験の配点

試験職種	個人面接	
上級土木職	100(専門性)	100(人物)
上級建築職	100(専門性)	100(人物)
上級電気職	100(専門性)	100(人物)
上級機械職	100(専門性)	100(人物)

上級農業職	100(専門性)	100(人物)
心理士職	100	

## 7 合格から採用まで

- (1) 最終合格者は、試験職種ごとに作成する採用候補者名簿に登載されます。
- (2) 採用は、原則として令和8年4月1日の予定です。ただし、最終合格者の希望を確認のうえ、令和8年4月1日より前に採用されることがあります。

## 8 給与、勤務時間等

- (1) 初任給及び職位の格付けは、最終学歴・経歴（職務内容・期間等）に応じて、一定の基準により決定します。大学等卒業直後に民間企業等で正規職員として一定期間勤務し、その後に採用された場合、令和7年4月1日現在の初任給（地域手当含む）の例は、次のとおりです。  
ただし、休職等の期間がある場合はこの限りではありません。

試験職種	正規の勤務経験年数 → 初任給(地域手当含む)※	その他の手当
上級土木職 上級建築職 上級電気職 上級機械職 上級農業職	職務経験5年の場合 → 277,310円（職位：2級） 職務経験10年の場合 → 310,750円（職位：3級） 職務経験15年の場合 → 377,150円（職位：3級） 職務経験20年の場合 → 389,730円（職位：4級）	扶養手当、通勤手当、住居手当、 時間外勤務手当、期末手当、勤 勉手当等がそれぞれの支給要件 に応じて支給されます。
心理士職 (大学卒の場合)	職務経験5年の場合 ⇒ 282,040円（職位：2級） 職務経験10年の場合 ⇒ 300,300円（職位：2級） 職務経験15年の場合 ⇒ 342,870円（職位：3級）	

※上記「初任給（地域手当を含む）」とは、職務経験年数に応じた加算を加えた後の給料月額に、地域手当（給料月額×10%）を含めた額です。令和8年4月1日以降に採用される場合は変更されることがあります。

- (2) 勤務時間 1週につき38時間45分、1日7時間45分（週休2日制）  
ただし、職種や勤務場所によっては変則勤務があり、これと異なる場合があります。
- (3) 有給休暇 年次休暇：4月採用の場合は、一の年度において20日間  
特別休暇：夏季、結婚、産前・産後、子育て、忌引、ボランティア等

## 9 試験結果の開示

本試験の結果の開示は下表のとおり行います。請求できる者は受験者本人のみです。請求する際は、受験票と本人確認できる書類（マイナンバーカード、運転免許証、顔写真付きの身分証明書等）を持参してください。

請求できる者	開示する内容	請求期間	開示場所
第1次試験不合格者	・第1次試験の順位	第1次試験結果通知の日 から1か月間	市原市役所 第2庁舎2階 人事課窓口

## 10 その他

- (1) 申込締切後の試験職種の変更は認めません。
- (2) 試験日等が変更となる場合があります。変更となった際は、市採用Webページ等でお知らせいたします。
- (3) 問題は活字印刷文による出題です。
- (4) 障がい等があるため、着席位置の配慮、車椅子、補装具（補聴器等）の使用等、受験時の配慮を希望する方は、試験会場等の準備のため、必ず受験申込時に総務部人事課人材育成係まで御連絡ください。  
なお、最寄駅等から試験会場までの送迎は行いません。

### <問合せ先>

市原市 総務部 人事課 人材育成係

〒290-8501 市原市国分寺台中央一丁目1番地1 市原市役所 第2庁舎 2階

電話：0436-23-7246 E-mail：[jinji@city.ichihara.lg.jp](mailto:jinji@city.ichihara.lg.jp)

#### ▼市原市職員採用試験ページ

<https://www.city.ichihara.chiba.jp/3rdCategory?categoryId=30608010>

#### ▼市原市職員募集動画ページ

<https://www.city.ichihara.chiba.jp/article?articleId=60237691ece4651c88c18624>

#### ▼市原市職員採用パンフレット

<https://www.city.ichihara.chiba.jp/article?articleId=6330fef2264598101e942b49>

#### ▼職員採用試験Q & A ページ

<https://www.city.ichihara.chiba.jp/article?articleId=62fa098c780e894611e83aca>

#### ▼求める人材像ページ

<https://www.city.ichihara.chiba.jp/article?articleId=62fb45775369e727d06c69e9>